



～遺産分割協議のやり直し～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



●遺産分割協議はやり直すことができるのか？

遺産分割協議は、相続人全員の合意のもと成立しているものなので、やり直しの主張が認められることは原則としてありません。たとえ遺産分割協議の後に、相続人のひとりが代償金を支払わないなど債務不履行があったとしても、遺産分割協議の解除は認められません。

ただし、相続人全員の合意があれば、すでに成立している遺産分割協議について、その内容の全部もしくは一部を解除し、あらためて遺産分割協議をやり直すことは可能です。不動産についての相続登記を既に済ませていても、相続登記をやり直すことができます。

※相続人全員の合意があるならば、遺産分割のやり直しは、法律上は可能であり全く問題ありません。ですが、ここで注意しなければならないのが、税務上の問題です。

●税務上は問題あり！

法律上は遺産分割のやり直し（再分割）は可能ですが、税務上の取扱いは厳しいものとなっております。税務上、遺産の再分割は、遺産分割とはみなされず、あらたに「贈与」や「譲渡」があったものとみなされ贈与税の課税の対象となります。たとえば、当初の遺産分割では長男Aが取得することになっていた土地を、再分割により二男Bが取得することにやり直した場合、長男Aから二男Bに、その土地が「贈与」があったものとみなされ贈与税が課税されます。ただし、はじめの遺産分割が、そもそも無効で成立していなかった場合などは、遺産分割は必ずやり直ししなければなりません。このときは税務上も通常と同じ遺産分割とされるので、贈与税が課税されることはありません。

●遺産分割協議が無効となる場合

遺産分割協議を行った後に、相続人が他にいることが判ったときや、遺産分割協議に参加した者が相続人でないことが判ったときは、もと遺産分割は無効となります。遺産分割協議を行った後に、新たな遺産が見つかることがあります。このようなときは、基本的には新たに判明した遺産について、あらたに別の遺産分割協議を行うこととなり、もとの遺産分割協議が無効とまではなりません。新たに判明した遺産が遺産全体の大部分を占めるようなときや、相続人の一人がわざと遺産を隠していたときは、もとの遺産分割協議が無効であると主張することができます。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp